

福岡県公安委員会規則第8号

福岡県個人情報保護条例第14条第1項第6号に規定する公安委員会規則で定める警察職員の氏名に関する規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年3月31日

福岡県公安委員会

福岡県個人情報保護条例第14条第1項第6号に規定する公安委員会規則で定める警察職員の氏名に関する規則を廃止する規則

福岡県個人情報保護条例第14条第1項第6号に規定する公安委員会規則で定める警察職員の氏名に関する規則（平成18年福岡県公安委員会規則第7号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。